

6-18 光化学スモッグ予報・注意報の発令回数及び被害の訴え人数の推移

年 度	平4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
予 報 (回)	19	14	19	9	15	7	29	13	30	26
注意報 (回)	11	11	15	8	10	3	25	11	23	20
被害の訴え (人)	0	1	0	45	0	0	2	161	55	2

6-19 局種別浮遊粒子状物質の環境保全目標達成状況の推移

区 分		年 度						
		平9	10	11	12	13		
長 期 的 評 価	一 般 環 境 大 気 測 定 局	基準達成局数	33	55	81	77	36	
		基準未達成局数	47	26	1	5	46	
	自 動 車 排 出 ガ ス 測 定 局	基準達成局数	4	8	25	19	10	
		基準未達成局数	27	22	4	11	21	
短 期 的 評 価	一 般 環 境 大 気 測 定 局	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた測定局	測定局数	76	58	12	33	72
		超過延べ日数	466	271	16	73	178	
		1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた測定局数	測定局数	70	52	67	27	80
		超過延べ時間数	781	315	142	88	929	
	自 動 車 排 出 ガ ス 測 定 局	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた測定局	測定局数	30	26	15	26	29
		超過延べ日数	365	269	44	148	91	
		1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた測定局数	測定局数	30	23	26	21	28
		超過延べ時間数	534	324	110	87	401	

6-20 局種別二酸化硫黄の環境保全目標達成状況の推移

区 分		年 度						
		平9	10	11	12	13		
長 期 的 評 価	一 般 環 境 大 気 測 定 局	基準未達成局数	0	0	0	0	0	
		超過延べ日数	0	0	0	0	0	
	自 動 車 排 出 ガ ス 測 定 局	基準未達成局数	0	0	0	0	0	
		超過延べ日数	0	0	0	0	0	
短 期 的 評 価	一 般 環 境 大 気 測 定 局	日平均値が0.04ppmを超えた測定局	測定局数	0	0	0	0	3
		超過延べ日数	0	0	0	0	3	
		1時間値が0.10ppmを超えた測定局数	測定局数	1	0	0	27	43
		超過延べ時間数	1	0	0	32	99	
	自 動 車 排 出 ガ ス 測 定 局	日平均値が0.04ppmを超えた測定局	測定局数	0	0	0	0	1
		超過延べ日数	0	0	0	0	1	
		1時間値が0.10ppmを超えた測定局数	測定局数	0	0	0	6	10
		超過延べ時間数	0	0	0	7	25	

6-21 大気汚染常時監視測定結果

(注-1) 平成13年度における大気汚染常時監視測定結果をまとめている。

(注-2) 用途地域の欄は、次の区分に従って記入している。

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 風致地区
- 臨港地区
- 工業専用地域
- 都市計画区域で上記のいずれにも該当しない地域
- 都市計画区域以外の地域

} = 住

} = 商

} = 準工

} = 工

} = 風致

} = 臨港

} = 工専

} = 未

} = 他

(注-3) 環境保全目標達成状況の評価は、有効測定局の結果を用いて行う。「有効測定局」とは、年間の測定時間が6000時間以上ある測定局(但し、光化学オキシダントについては、昼間(6時から20時)の測定時間が1時間以上ある測定局、非メタン炭化水素については午前6時から午前9時の測定日数が1日以上ある測定局)のことをいう。

(注-4) 測定結果における表の備考欄の「○」は、継続局を示す。「継続局」とは、10年間継続して測定を行い、かつ有効測定局である局のことをいう。

(注-5) 測定は、下表に示す方式により実施している。

測 定 項 目	測 定 方 式
窒素酸化物 (一酸化窒素、二酸化窒素)	吸 光 光 度 法 化 学 発 光 法 ( 乾 式 )
光化学オキシダント	吸 光 光 度 法 紫 外 線 吸 収 法 ( 乾 式 )
炭化水素 (全炭化水素、非メタン炭化水素)	ガスクロマトグラフ法
浮遊粒子状物質	ベータ線吸収法
二酸化硫黄	溶 液 導 電 率 法 紫 外 線 蛍 光 法 ( 乾 式 )
一酸化炭素	非分散型赤外線吸収法

(注-6) 窒素酸化物、光化学オキシダント及び二酸化硫黄の各項目については、平成8年10月から乾式測定法が環境基準の公定法に追加された。平成9年度から光化学オキシダントと二酸化硫黄について、平成10年度から二酸化窒素について、一部測定局で乾式法による測定が開始されています。